

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 8 年 7 月 7 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 J A 静岡市 高松支店、ウエルシア静岡高松店

所在地 静岡市駿河区宮竹1-5-35 外

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） （仮称） J A 高松店、ウエルシア静岡高松店

（変更後） J A 静岡市 高松支店、ウエルシア静岡高松店

3 変更の年月日

令和 6 年 7 月 8 日

4 届出年月日

令和 8 年 6 月 25 日